

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

足寄町農業委員会

第34回総会会議録

自 令和4年1月28日

至 令和4年1月28日

足寄町農業委員会

令和4年1月28日 第34回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分
閉会 午後1時50分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	3番 遠國 和宏
4番 吉村 進	6番 榊原 武義	7番 宮口 孝治
8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男	10番 吉川 友二
11番 阿部 昇	12番 斎藤 陽敬	

2 欠席委員

5番 岡元義春

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務担当主査 飼取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第5号 土地の現況証明書下付について

第34回農業委員会総会

令和4年1月28日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和3年度第34回足寄町農業委員会総会を開催します。本日は5番岡元義春委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番石黒彰委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、母親の死亡による相続に伴うも

ので、相続人の住所等は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和3年12月24日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中で、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 報告第1号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件につきまして、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

よって、1番2番、一括で、説明します。

1番を説明します。本件は、普通畠の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日

は令和3年12月14日であり、土地の引渡期日は令和3年12月14日です。

なお、解約された農地は、議案第3号1番で、ご審議頂きます。

次に、2番を説明します。本件は、普通畠の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和3年12月23日であり、土地の引渡期日は令和3年12月23日です。

なお、解約された農地は、議案第3号3番で、ご審議頂きます。

1番2番、すべての案件が、合意による解約日が引き渡すことになる日の期限前六箇月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定

により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾290番3ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況は畠です。

面積につきましては、36, 456m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。賃貸人、賃借人の住

所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目64番4ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、田、現況は畑です。

面積につきましては、12, 655m²の内、11, 255m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、前賃借人の離農に伴い、新たに、賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で112, 550円、10アール当たりで10, 000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目73番10ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、105, 793m²の内、97, 521m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人の離農に伴い、新たに、賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で975, 210円、10アール当たりで10, 000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目3番3ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、原野、鉄道用地、現況は畑です。

面積につきましては、84, 913m²の内、81, 508m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、前賃借人の離農に伴い、新たに、賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で815, 000円、10アール当たりで10, 000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第7号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛868番1ほか23筆、計24筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、439, 975m²の内、畑が392, 499m²、採草放牧地が47, 476m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係でありますと、牧草畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするものです。

利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間615, 960円、諸経費充当分が230, 985円で、

合計で846, 945円です。支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件です。令和3年10月29日開催の第31回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と議決され、公益財団法人北海道農業公社へ買入協議の実施要請を行い、令和3年11月29日開催の第32回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社が買入れした農地です。

本農地の借受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 1番につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番につきましては、公益財団法人北海道農業公社の事務処理の遅れから、2月総会での審議とします。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸

27番2ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畠で、本件は地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。11番、阿部昇現地調査委員長。

○阿部現地調査委員長 本件は、今月14日に私と鳥羽委員、宮口委員、事務局で現況の確認を行いました。

現地は、航空写真などで、すでに原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榎原委員。

○榎原委員 以前、農地として使用していたと思うが、隣接者の農家の方の意向は確認したのか。

○事務局長 その方に確認したところ、取得や賃借の希望はないとのことです。

○議長 6番、榎原委員。

○榎原委員 所有者の方は、今後、どのように考えているのか。

○事務局長 売却を考えているとのことです。

○議長 ほかに質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第34回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議長 斎藤陽介

農業委員 石黒彰

農業委員 遠田和宏

